

## 目的・ねらい

現在、自主防災組織に対し補助金を交付しているが、補助金の交付終了後に活動が終了してしまうケースが多くみられる。そのため、補助金交付要綱を改正し、自主防災組織の活動活性化を促すことを目的とする。

## 内容

補助事業名	現行	改正後
結成事業	組織結成時に5万円（上限）	現行のとおり
資機材等整備事業	資機材購入費用の1/2の額 （上限10万円/1回限り）	○1回限りでなく、「補助金交付後9年間は申請できないものとする」に改める。 ⇒最短で10年に1回資機材整備が可能となる。
育成事業	年間3万円（上限） 結成年度の次年度から5年間	現行のとおり
活動事業	-	○活動事業を追加 年間2万円（上限） 育成事業終了後 ⇒自主防災活動の継続のきっかけとなる。